

国自安第22号
令和6年5月31日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

物流・自動車局 安全政策課長
(公印省略)

業務前自動点呼の先行実施要領について

標記について、別紙の通り「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」を公益社団法人 全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長、公益社団法人 日本バス協会会長、一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて通達したので、その旨了知されたい。

なお、自動車運送事業者が実施要領に基づいて業務前自動点呼を行った場合、自動車運送事業者において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条第1項の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱うこととする。

国自安第22号の2
令和6年5月31日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長

業務前自動点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、業務後自動点呼を実施することが可能となりました。

今般、業務後のみならず、業務前自動点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、業務前自動点呼に係る先行実施事業を別添の「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」に基づき実施することとなりました。

なお、自動車運送事業者が実施要領に基づいて業務前自動点呼を行った場合、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条第1項の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱うこととします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。

国自安第22号の2
令和6年5月31日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長

業務前自動点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、業務後自動点呼を実施することが可能となりました。

今般、業務後のみならず、業務前自動点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、業務前自動点呼に係る先行実施事業を別添の「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」に基づき実施することとなりました。

なお、自動車運送事業者が実施要領に基づいて業務前自動点呼を行った場合、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条第1項の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱うこととします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。

国自安第22号の2
令和6年5月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長

業務前自動点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、業務後自動点呼を実施することが可能となりました。

今般、業務後のみならず、業務前自動点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、業務前自動点呼に係る先行実施事業を別添の「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」に基づき実施することとなりました。

なお、自動車運送事業者が実施要領に基づいて業務前自動点呼を行った場合、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条第1項の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱うこととします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。

国自安第22号の2
令和6年5月31日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長

業務前自動点呼の先行実施要領について

自動車運送事業における運行管理については、道路運送法又は貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、自動車運送事業者において、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、業務後自動点呼を実施することが可能となりました。

今般、業務後のみならず、業務前自動点呼を行う事で、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、業務前自動点呼に係る先行実施事業を別添の「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」に基づき実施することとなりました。

なお、自動車運送事業者が実施要領に基づいて業務前自動点呼を行った場合、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条第1項の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱うこととします。

つきましては、貴会傘下会員に本実施要領の周知を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。